

令和 7 年

市議会 3 月定例会議案

知 立 市

令和 7 年市議会 3 月定例会議案

所 管	番 号	案 件
土 開	報告第 1 号	令和 6 年度知立市土地開発公社事業計画変更及び補正予算（第 2 号）
土 開	報告第 2 号	令和 7 年度知立市土地開発公社事業計画及び予算
総 務	同意第 1 号	知立市副市長の選任について
協 働	同意第 2 号	知立市公平委員会委員の選任について
教 庶	同意第 3 号	知立市教育委員会委員の任命について
子ども	議案第 2 号	第 3 期知立市子ども・子育て支援事業計画の策定について
企画等	議案第 3 号	知立市個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例
総 務	議案第 4 号	知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
総 務	議案第 5 号	知立市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
総 務	議案第 6 号	知立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
総 務	議案第 7 号	知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
総 務	議案第 8 号	知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例
安 心	議案第 9 号	知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
安 心	議案第 10 号	知立市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例
子ども	議案第 11 号	知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
国 保	議案第 12 号	知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
国 保	議案第 13 号	知立市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例
市 民	議案第 14 号	知立市逢妻浄苑条例の一部を改正する条例

所 管	番 号	案 件
土 木	議案第 1 5 号	知立市道路占用料条例の一部を改正する条例
土 木	議案第 1 6 号	知立市法定外公共用物管理条例の一部を改正する条例
土 木	議案第 1 7 号	知立市準用河川占用料条例の一部を改正する条例
都 計	議案第 1 8 号	知立市手数料条例の一部を改正する条例
ま ち	議案第 1 9 号	知立市附属機関設置条例の一部を改正する条例
水 道	議案第 2 0 号	知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例
水 道	議案第 2 1 号	知立市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例
下 水	議案第 2 2 号	知立市下水道条例の一部を改正する条例
土 木	議案第 2 3 号	市道路線の認定について
	議案第 2 4 号	令和 6 年度知立市一般会計補正予算（第 1 1 号）
国 保	議案第 2 5 号	令和 6 年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
財 務	議案第 2 6 号	令和 6 年度知立市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
長 寿	議案第 2 7 号	令和 6 年度知立市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
国 保	議案第 2 8 号	令和 6 年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
水 道	議案第 2 9 号	令和 6 年度知立市水道事業会計補正予算（第 2 号）
下 水	議案第 3 0 号	令和 6 年度知立市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
	議案第 3 1 号	令和 7 年度知立市一般会計予算
国 保	議案第 3 2 号	令和 7 年度知立市国民健康保険特別会計予算
財 務	議案第 3 3 号	令和 7 年度知立市土地取得特別会計予算
長 寿	議案第 3 4 号	令和 7 年度知立市介護保険特別会計予算
国 保	議案第 3 5 号	令和 7 年度知立市後期高齢者医療特別会計予算
水 道	議案第 3 6 号	令和 7 年度知立市水道事業会計予算
下 水	議案第 3 7 号	令和 7 年度知立市下水道事業会計予算

報告第 1 号

令和 6 年度知立市土地開発公社事業計画変更及び補正予算（第 2 号）

知立市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

知立市長 石 川 智 子

報告第2号

令和7年度知立市土地開発公社事業計画及び予算

知立市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和7年2月25日提出

知立市長 石川 智子

同意第1号

知立市副市長の選任について

下記の者を知立市副市長に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

令和7年2月25日提出

知立市長 石川 智子

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 松 永 直 久
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

同意第2号

知立市公平委員会委員の選任について

下記の者を知立市公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和7年2月25日提出

知立市長 石川 智子

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 川 口 直 也
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

同意第3号

知立市教育委員会委員の任命について

下記の者を知立市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和7年2月25日提出

知立市長 石川 智子

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 大 橋 均
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

議案第 2 号

第 3 期知立市子ども・子育て支援事業計画の策定について

第 3 期知立市子ども・子育て支援事業計画を別紙のとおり策定するため、知立市議会の議決すべき事件を定める条例（平成 2 5 年知立市条例第 2 9 号）第 2 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

知立市長 石 川 智 子

提案理由

この案を提出するのは、第 3 期知立市子ども・子育て支援事業計画を策定するため必要があるからである。

議案第3号

知立市個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月25日提出

知立市長 石川 智子

知立市個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例

(知立市個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第1条 知立市個人番号の利用に関する条例（平成27年知立市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

(知立市税条例の一部改正)

第2条 知立市税条例（昭和45年知立市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第35条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第58条の2第3項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第80条第2項第2号及び第125条の3第2項第1号の規定中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

(知立市都市計画税条例の一部改正)

第3条 知立市都市計画税条例（昭和45年知立市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第7項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 4 号

知立市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

知立市長 石 川 智 子

知立市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

知立市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 5
年知立市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

別表備考を次のように改める。

備考 投票所の投票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票管理者及
び期日前投票所の投票立会人がそれぞれの職務に従事した時間が当該職務に
係る投票所又は期日前投票所の投票時間に満たないときの報酬の額は、この
表に定める報酬の額に職務に従事した時間の時間数を乗じ、これを当該投票
時間の時間数で除して得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これ
を切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、投票管理者及び投票立会人の選任を柔軟に行うため必要
があるからである。

議案第 5 号

知立市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

知立市長 石 川 智 子

知立市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(知立市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 知立市職員の給与に関する条例（昭和 4 5 年知立市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「（行政職給料表（一）の適用を受ける職員で部長及び課長の職又はこれに相当する職にある職員にあつては、3 号給）」を削り、同条第 5 項中「5 5 歳（市長が規則で定める職員にあつては、5 6 歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える」を「次に掲げる」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(1) 5 5 歳（市長が規則で定める職員にあつては、5 6 歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える職員

(2) 行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員

第 1 2 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 1 万 3, 0 0 0 円、扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行（一）8 級職員等」という。）」及び「前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 1 万円」を削り、同条第 4 項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、

同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第13条の2第2項中「100分の10」を「100分の8」に改める。

第14条第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第15条第2項中「5万5,000円」を「15万円」に改める。

第15条の2第3項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他市長が規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）」を削る。

第19条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「各号に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第24条の2中「、第11条から第13条まで及び第14条」を「及び第12条」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 （円）							
定年前再任用 短時間勤務 職員以外の 職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	

35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		

74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
86	256,000	297,100	346,000					
87	256,300	297,400	346,400					
88	256,600	297,700	346,800					
89	256,900	298,000	347,000					
90	257,200	298,300	347,400					
91	257,500	298,600	347,800					
92	257,800	299,000	348,200					
93	258,100	299,200	348,400					
94		299,400	348,800					
95		299,700	349,200					
96		300,100	349,500					
97		300,300	349,800					
98		300,600	350,200					
99		301,000	350,600					
100		301,400	351,000					
101		301,600	351,500					
102		301,900	351,900					
103		302,200	352,300					
104		302,500	352,700					
105		302,700	353,200					
106		303,000	353,600					
107		303,300	353,900					
108		303,600	354,200					
109		303,800	354,700					
110		304,200						
111		304,600						
112		304,900						

	113		305,100						
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額 (円)							
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第 25 条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

行政職給料表（二）

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
	25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
	26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
	29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
	30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
	31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
	32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
	33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
	34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100

35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	

74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	
87	246,400	265,600	299,000	322,600	
88	246,700	265,900	299,300	322,900	
89	246,900	266,100	299,700	323,100	
90	247,200	266,300	300,200	323,400	
91	247,500	266,600	300,700	323,700	
92	247,700	266,800	301,200	323,900	
93	247,900	267,100	301,500	324,100	
94	248,200	267,400	301,900	324,400	
95	248,500	267,700	302,400	324,700	
96	248,700	267,900	302,900	324,900	
97	248,900	268,100	303,300	325,100	
98	249,200	268,400	303,700		
99	249,500	268,600	304,000		
100	249,700	268,900	304,300		
101	249,900	269,100	304,600		
102	250,200	269,300	305,000		
103	250,500	269,600	305,300		
104	250,700	269,900	305,700		
105	250,900	270,100	306,000		
106		270,300	306,400		
107		270,600	306,800		
108		270,800	307,100		
109		271,100	307,300		
110		271,400	307,600		
111		271,700	307,900		
112		271,900	308,100		

113		272,100	308,300			
114		272,400	308,600			
115		272,600	308,900			
116		272,800	309,100			
117		273,100	309,300			
118		273,400	309,600			
119		273,700	309,900			
120		273,900	310,100			
121		274,100	310,300			
122		274,300	310,600			
123		274,600	310,900			
124		274,900	311,100			
125		275,100	311,300			
126		275,300	311,600			
127		275,600	311,900			
128		275,900	312,100			
129		276,100	312,300			
130		276,300				
131		276,600				
132		276,900				
133		277,100				
134		277,300				
135		277,600				
136		277,900				
137		278,100				
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額 (円)				
		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

備考 この表は、技能及び労務的業務に従事する職員で、市長が定めるものに適用する。

(知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年知立市条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第7項中「、第12条、第13条並びに第14条」を「及び第12条」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において知立市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次条及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)第12条の規定の適用については、同条第2項

中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、
「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻

と、同条第3項中「1万3,000円」
関係と同様の事情にある者を含む。)」

とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする。ただし、同号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこ

れに相当するものとして市長が別に定める職員に対しては支給しない」とする。

(令和9年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

第5条 切替日から令和9年3月31日までの間における地域手当の月額、改正後の給与条例第13条の2第2項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 切替日から令和8年3月31日まで 100分の10

(2) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 100分の9

(単身赴任手当に関する経過措置)

第6条 改正後の給与条例第15条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

附則別表（附則第2条関係） 号給の切替表

1 行政職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1

2 3	1 9	1 5	1 5	1 1	7	1
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2	8	2
2 5	2 1	1 7	1 7	1 3	9	2
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4	1 0	2
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5	1 1	2
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6	1 2	3
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7	1 3	3
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8	1 4	3
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9	1 5	3
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0	1 6	3
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1	1 7	3
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2	1 8	4
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3	1 9	4
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4	2 0	4
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5	2 1	4
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6	2 2	4
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7	2 3	4
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8	2 4	4
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9	2 5	4
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0	2 6	5
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1	2 7	5
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2	2 8	5
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9	5
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4	3 0	
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5	3 1	

4 8	4 4	4 0	4 0	3 6	3 2	
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3	
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8	3 4	
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9	3 5	
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6	
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7	
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8	
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9	
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0	
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1	
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2	
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3	
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4	
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5	
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0		
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1		
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2		
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3		
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4		
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5		
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6		
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7		
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8		
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9		
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0		

7 3	6 9	6 5	6 5	6 1		
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2		
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3		
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4		
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5		
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6		
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7		
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8		
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9		
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0		
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1		
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2		
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3		
8 6	8 2	7 8	7 8			
8 7	8 3	7 9	7 9			
8 8	8 4	8 0	8 0			
8 9	8 5	8 1	8 1			
9 0	8 6	8 2	8 2			
9 1	8 7	8 3	8 3			
9 2	8 8	8 4	8 4			
9 3	8 9	8 5	8 5			
9 4	9 0					
9 5	9 1					
9 6	9 2					
9 7	9 3					

9 8	9 4					
9 9	9 5					
1 0 0	9 6					
1 0 1	9 7					
1 0 2	9 8					
1 0 3	9 9					
1 0 4	1 0 0					
1 0 5	1 0 1					
1 0 6	1 0 2					
1 0 7	1 0 3					
1 0 8	1 0 4					
1 0 9	1 0 5					
1 1 0	1 0 6					
1 1 1	1 0 7					
1 1 2	1 0 8					
1 1 3	1 0 9					

2 行政職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15

2 4	8	2 0	2 0	1 6
2 5	9	2 1	2 1	1 7
2 6	1 0	2 2	2 2	1 8
2 7	1 1	2 3	2 3	1 9
2 8	1 2	2 4	2 4	2 0
2 9	1 3	2 5	2 5	2 1
3 0	1 4	2 6	2 6	2 2
3 1	1 5	2 7	2 7	2 3
3 2	1 6	2 8	2 8	2 4
3 3	1 7	2 9	2 9	2 5
3 4	1 8	3 0	3 0	2 6
3 5	1 9	3 1	3 1	2 7
3 6	2 0	3 2	3 2	2 8
3 7	2 1	3 3	3 3	2 9
3 8	2 2	3 4	3 4	3 0
3 9	2 3	3 5	3 5	3 1
4 0	2 4	3 6	3 6	3 2
4 1	2 5	3 7	3 7	3 3
4 2	2 6	3 8	3 8	3 4
4 3	2 7	3 9	3 9	3 5
4 4	2 8	4 0	4 0	3 6
4 5	2 9	4 1	4 1	3 7
4 6	3 0	4 2	4 2	3 8
4 7	3 1	4 3	4 3	3 9
4 8	3 2	4 4	4 4	4 0

4 9	3 3	4 5	4 5	4 1
5 0	3 4	4 6	4 6	4 2
5 1	3 5	4 7	4 7	4 3
5 2	3 6	4 8	4 8	4 4
5 3	3 7	4 9	4 9	4 5
5 4	3 8	5 0	5 0	4 6
5 5	3 9	5 1	5 1	4 7
5 6	4 0	5 2	5 2	4 8
5 7	4 1	5 3	5 3	4 9
5 8	4 2	5 4	5 4	5 0
5 9	4 3	5 5	5 5	5 1
6 0	4 4	5 6	5 6	5 2
6 1	4 5	5 7	5 7	5 3
6 2	4 6	5 8	5 8	5 4
6 3	4 7	5 9	5 9	5 5
6 4	4 8	6 0	6 0	5 6
6 5	4 9	6 1	6 1	5 7
6 6	5 0	6 2	6 2	5 8
6 7	5 1	6 3	6 3	5 9
6 8	5 2	6 4	6 4	6 0
6 9	5 3	6 5	6 5	6 1
7 0	5 4	6 6	6 6	
7 1	5 5	6 7	6 7	
7 2	5 6	6 8	6 8	
7 3	5 7	6 9	6 9	

7 4	5 8	7 0	7 0	
7 5	5 9	7 1	7 1	
7 6	6 0	7 2	7 2	
7 7	6 1	7 3	7 3	
7 8	6 2	7 4	7 4	
7 9	6 3	7 5	7 5	
8 0	6 4	7 6	7 6	
8 1	6 5	7 7	7 7	
8 2	6 6	7 8	7 8	
8 3	6 7	7 9	7 9	
8 4	6 8	8 0	8 0	
8 5	6 9	8 1	8 1	
8 6	7 0	8 2	8 2	
8 7	7 1	8 3	8 3	
8 8	7 2	8 4	8 4	
8 9	7 3	8 5	8 5	
9 0	7 4	8 6	8 6	
9 1	7 5	8 7	8 7	
9 2	7 6	8 8	8 8	
9 3	7 7	8 9	8 9	
9 4	7 8	9 0	9 0	
9 5	7 9	9 1	9 1	
9 6	8 0	9 2	9 2	
9 7	8 1	9 3	9 3	
9 8	8 2	9 4	9 4	

9 9	8 3	9 5	9 5	
1 0 0	8 4	9 6	9 6	
1 0 1	8 5	9 7	9 7	
1 0 2	8 6	9 8		
1 0 3	8 7	9 9		
1 0 4	8 8	1 0 0		
1 0 5	8 9	1 0 1		
1 0 6	9 0	1 0 2		
1 0 7	9 1	1 0 3		
1 0 8	9 2	1 0 4		
1 0 9	9 3	1 0 5		
1 1 0	9 4	1 0 6		
1 1 1	9 5	1 0 7		
1 1 2	9 6	1 0 8		
1 1 3	9 7	1 0 9		
1 1 4	9 8	1 1 0		
1 1 5	9 9	1 1 1		
1 1 6	1 0 0	1 1 2		
1 1 7	1 0 1	1 1 3		
1 1 8	1 0 2	1 1 4		
1 1 9	1 0 3	1 1 5		
1 2 0	1 0 4	1 1 6		
1 2 1	1 0 5	1 1 7		
1 2 2		1 1 8		
1 2 3		1 1 9		

1 2 4		1 2 0		
1 2 5		1 2 1		
1 2 6		1 2 2		
1 2 7		1 2 3		
1 2 8		1 2 4		
1 2 9		1 2 5		
1 3 0		1 2 6		
1 3 1		1 2 7		
1 3 2		1 2 8		
1 3 3		1 2 9		

提案理由

この案を提出するのは、職員の手当の額の改定等のため必要があるからである。

議案第 6 号

知立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 5 日 提出

知立市長 石 川 智 子

知立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

知立市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年知立市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 3 項中「第 6 1 条第 3 2 項において読み替えて準用する同条第 2 9 項」を「第 6 1 条の 2 第 2 0 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第7号

知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月25日提出

知立市長 石川 智子

知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年知立市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるように

するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

提案理由

この案を提出するのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 8 号

知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例を定める
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

知立市長 石 川 智 子

知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例を定める条例の
一部を改正する条例

知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例を定める条例（平成
2 2 年知立市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 7 年 4 月 1 日
から令和 8 年 3 月 3 1 日まで」に、「1 0 0 分の 1 0」を「1 0 0 分の 2 0」に改
める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、市長の給料月額の特例を定めるため必要があるからであ
る。

議案第9号

知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月25日提出

知立市長 石川 智子

知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

知立市消防団員等公務災害補償条例（昭和45年知立市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「1万4,200円」を「1万4,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500」を「12,900」に、「13,350」を「13,700」に、「14,200」を「14,500」に、「10,800」を「11,300」に、「11,650」を「12,100」に、「9,100」を「9,700」に、「9,950」を「10,500」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた知立市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由

の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第10号

知立市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月25日提出

知立市長 石川 智子

知立市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

知立市非常勤消防団員退職報償金支給条例（昭和45年知立市条例第82号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数								
	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	円 130,000	円 239,000	円 286,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	120,000	229,000	274,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	115,000	219,000	261,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	110,000	214,000	255,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び 班長	105,000	204,000	243,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	100,000	200,000	230,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 1 1 号

知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

知立市長 石 川 智 子

知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年
知立市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改
正に伴い必要があるからである。

議案第12号

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月25日提出

知立市長 石川 智子

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

知立市国民健康保険税条例（昭和45年知立市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.32」を「100分の7.14」に改める。

第4条中「2万8,700円」を「3万1,000円」に改める。

第5条第1号中「2万1,000円」を「2万2,000円」に改め、同条第2号中「1万500円」を「1万1,000円」に改め、同条第3号中「1万5,750円」を「1万6,500円」に改める。

第7条中「1万2,600円」を「1万2,700円」に改める。

第7条の2第1号中「7,700円」を「7,800円」に改め、同条第2号中「3,850円」を「3,900円」に改め、同条第3号中「5,775円」を「5,850円」に改める。

第8条中「100分の2.29」を「100分の2.48」に改める。

第9条中「1万2,600円」を「1万2,700円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「2万90円」を「2万1,700円」に改め、同号イ(ア)中「1万4,700円」を「1万5,400円」に改め、同号イ(イ)中「7,350円」を「7,700円」に改め、同号イ(ウ)中「1万1,025円」を「1万1,550円」に改め、同号ウ中「8,820円」を「8,890円」に改め、同号エ(ア)中「5,390円」を「5,460円」に改め、同号エ(イ)中「2,695円」を「2,730円」に改め、同号エ(ウ)中「4,043円」を「4,095円」に改め、同号オ中「8,820円」を「8,890円」に改め、同項第2号ア

中「1万4,350円」を「1万5,500円」に改め、同号イ(ア)中「1万500円」を「1万1,000円」に改め、同号イ(イ)中「5,250円」を「5,500円」に改め、同号イ(ウ)中「7,875円」を「8,250円」に改め、同号ウ中「6,300円」を「6,350円」に改め、同号エ(ア)中「3,850円」を「3,900円」に改め、同号エ(イ)中「1,925円」を「1,950円」に改め、同号エ(ウ)中「2,888円」を「2,925円」に改め、同号オ中「6,300円」を「6,350円」に改め、同項第3号ア中「5,740円」を「6,200円」に改め、同号イ(ア)中「4,200円」を「4,400円」に改め、同号イ(イ)中「2,100円」を「2,200円」に改め、同号イ(ウ)中「3,150円」を「3,300円」に改め、同号ウ中「2,520円」を「2,540円」に改め、同号エ(ア)中「1,540円」を「1,560円」に改め、同号エ(イ)中「770円」を「780円」に改め、同号エ(ウ)中「1,155円」を「1,170円」に改め、同号オ中「2,520円」を「2,540円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,305円」を「4,650円」に改め、同号イ中「7,175円」を「7,750円」に改め、同号ウ中「1万1,480円」を「1万2,400円」に改め、同号エ中「1万4,350円」を「1万5,500円」に改め、同項第2号ア中「1,890円」を「1,905円」に改め、同号イ中「3,150円」を「3,175円」に改め、同号ウ中「5,040円」を「5,080円」に改め、同号エ中「6,300円」を「6,350円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の知立市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、国民健康保険事業の安定的な運営を図るため必要があるからである。

議案第13号

知立市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月25日提出

知立市長 石川 智子

知立市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

知立市子ども医療費支給条例（昭和48年知立市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「（高校生等を除く。）」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第5条中「（前条第1項に規定する医療費の支給を受けようとする者に限る。）」を削る。

第7条第2項を削り、同条第3項中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行の際現に知立市子ども医療費支給条例第2条第2項に規定する高校生等である者に係る改正後の同条例（以下「新条例」という。）第5条に規定する申請、受給者証の交付その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 新条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する医療費の支

給について適用し、同日前に行われた医療に関する医療費の支給については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、子ども医療費の支給対象を拡大するため必要があるからである。

議案第14号

知立市逢妻浄苑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月25日提出

知立市長 石川 智子

知立市逢妻浄苑条例の一部を改正する条例

知立市逢妻浄苑条例（平成元年知立市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表中「50,000」を「70,000」に、「30,000」を「40,000」に、「15,000」を「20,000」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の知立市逢妻浄苑の使用に係る使用料について適用する。

提案理由

この案を提出するのは、火葬業務の運営の適正化のため必要があるからである。

議案第 15 号

知立市道路占用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

知立市長 石川 智子

知立市道路占用料条例の一部を改正する条例

知立市道路占用料条例（昭和 50 年知立市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

道路占用料

占用物件		単位	占用料
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本 1 年につき	円 990
	第 2 種電柱		1,500
	第 3 種電柱		2,000
	第 1 種電話柱		880
	第 2 種電話柱		1,400
	第 3 種電話柱		1,900
	その他の柱類		88
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートル 1 年につき
	地下に設ける電線その他の線類	5	
	路上に設ける変圧器	1 個 1 年につき	860
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	530

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,800
	郵便差出箱及び信書便差出箱		740
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,200
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,800
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	37
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		53
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		79
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		110
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		160
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		210
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		370
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		530
	外径が1メートル以上のもの		1,100
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	1,800
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額

		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			1,100
	地下に設ける通路			660
	その他のもの			1,800
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	22
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	220
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	220
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,200
	標識		1本1年につき	1,400
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	22
		その他のもの	1本1月につき	220
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	22
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	220
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,200
		その他のもの		1,100
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条			占用面積1平方メー	220

第5号に掲げる工事用材料	トル1月につき	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		180

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、道路占用料を改定するため必要があるからである。

議案第16号

知立市法定外公共用物管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月25日提出

知立市長 石川 智子

知立市法定外公共用物管理条例の一部を改正する条例

知立市法定外公共用物管理条例（平成元年知立市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第10条関係）

占用物件		単位	占用料
電柱等の 工作物	第1種電柱	1本1年につき	円 990
	第2種電柱		1,500
	第3種電柱		2,000
	第1種電話柱		880
	第2種電話柱		1,400
	第3種電話柱		1,900
	その他の柱類		88
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年 につき	9
	地下に設ける電線その他の線類		5
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	860
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メー トル1年につき	530
	変圧塔その他これに類するもの及	1個1年につき	1,800

	び公衆電話所			
	郵便差出箱及び信書便差出箱			740
	広告塔		表示面積1平方メートル1年につき	2,200
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,800
地下埋設 管等の物 件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートル1年 につき	37
	外径が0.07メートル以上0.1 メートル未満のもの			53
	外径が0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの			79
	外径が0.15メートル以上0.2 メートル未満のもの			110
	外径が0.2メートル以上0.3メ ートル未満のもの			160
	外径が0.3メートル以上0.4メ ートル未満のもの			210
	外径が0.4メートル以上0.7メ ートル未満のもの			370
	外径が0.7メートル以上1メー トル未満のもの			530
	外径が1メートル以上のもの			1,100
鉄道等の施設			占用面積1平方メー トル1年につき	1,800
通路等の 施設	地下街及び地下 室	階数が1のもの	Aに0.00 4を乗じて 得た額	
		階数が2のもの		Aに0.00 6を乗じて 得た額
		階数が3以上の もの		Aに0.00 7を乗じて

			得た額	
上空に設ける通路			1,100	
地下に設ける通路			660	
その他のもの			1,800	
露店等の施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		22	
	その他のもの		220	
看板、旗ざお等物件	看板（アーチで あるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	220
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,200
	標識		1本1年につき	1,400
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	22
		その他のもの	1本1月につき	220
	幕（工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	22
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	220
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,200
		その他のもの		1,100
	工事用施設及び工事用材料		占用面積1平方メートル1月につき	220
仮設建築物及び一時収容施設			180	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、知立市道路占用料条例の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 17 号

知立市準用河川占用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

知立市長 石川 智子

知立市準用河川占用料条例の一部を改正する条例

知立市準用河川占用料条例（平成 12 年知立市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

占用の種類	区分	単位	占用料
柱類を設置する場合	第 1 種電柱	1 本 1 年につき	円 990
	第 2 種電柱		1,500
	第 3 種電柱		2,000
	第 1 種電話柱		880
	第 2 種電話柱		1,400
	第 3 種電話柱		1,900
	その他の柱類		88
管類を設置する場合	外径が 0.07メートル未満のもの	長さ 1メートル 1年につき	37
	外径が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		53
	外径が 0.1メートル以		79

	上0.15メートル未満のもの	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	110
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	160
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	210
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	370
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	530
	外径が1メートル以上のもの	1,100
橋りょう、通路及び暗きよを設置する場合	1平方メートル1年につき	180
その他河川区域を占用する場合	1平方メートル1年につき	250

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、準用河川に係る土地占用料を改定するため必要があるからである。

議案第18号

知立市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月25日提出

知立市長 石川 智子

知立市手数料条例の一部を改正する条例

知立市手数料条例（昭和45年知立市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

宅地造成 又は特定 盛土等工 事許可申 請	切土又は盛土をする土地の面積が50 0平方メートル以内のとき	1件につき	17,000
	切土又は盛土をする土地の面積が50 0平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のとき	1件につき	28,000
	切土又は盛土をする土地の面積が1, 000平方メートルを超え2,000 平方メートル以内のとき	1件につき	40,000
	切土又は盛土をする土地の面積が2, 000平方メートルを超え3,000 平方メートル以内のとき	1件につき	58,000
	切土又は盛土をする土地の面積が3, 000平方メートルを超え5,000 平方メートル以内のとき	1件につき	69,000
	切土又は盛土をする土地の面積が5, 000平方メートルを超え1万平方メ	1件につき	94,000

メートル以内のとき		
切土又は盛土をする土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のとき	1件につき	149,000
切土又は盛土をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のとき	1件につき	226,000
切土又は盛土をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のとき	1件につき	360,000
切土又は盛土をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のとき	1件につき	510,000
切土又は盛土をする土地の面積が10万平方メートルを超えるとき	1件につき	660,000
宅地造成又は特定盛土等工事計画変更許可申請	1件につき	次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手数料の額を合算した額。ただし、当該合算した額が660,000円を超えるときは、660,000円とする。 (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る設計の

変更（次号のみに該当する変更を除く。）切土又は盛土をする土地の面積（同号に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積）に応じ、宅地造成又は特定盛土等工事許可申請手数料に係る金額の欄に掲げる額に10分の1を乗じて得た額

(2) 切土又は盛土をする土地の追加に係る

			設計の変更 追加される切土又は盛土をする土地の面積に応じ、宅地造成又は特定盛土等工事許可申請手数料に係る金額の欄に掲げる額 (3) その他の変更 12,000
土石の堆積工事許可申請	土石の堆積をする土地の面積が500平方メートル以内のとき	1件につき	12,000
	土石の堆積をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき	1件につき	14,000
	土石の堆積をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき	1件につき	17,000
	土石の堆積をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のとき	1件につき	20,000
	土石の堆積をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき	1件につき	29,000
	土石の堆積をする土地の面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のとき	1件につき	32,000

土石の堆積をする土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のとき	1件につき	39,000
土石の堆積をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のとき	1件につき	53,000
土石の堆積をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のとき	1件につき	74,000
土石の堆積をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のとき	1件につき	102,000
土石の堆積をする土地の面積が10万平方メートルを超えるとき	1件につき	132,000
土石の堆積工事計画変更許可申請	1件につき	次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手数料の額を合算した額。ただし、当該合算した額が132,000円を超えるときは、132,000円とする。 (1) 土石の堆積に関する工事の計画の変更（次号のみに該当する変更

を除く。)

土石の堆積をする土地の面積（同号に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ、土石の堆積工事許可申請手数料に係る金額の欄に掲げる額に10分の1を乗じて得た額

(2) 土石の堆積をする土地の追加に係る設計の変更 追加される土石の堆積をする土地の面積に応じ、土石の

			堆積工事許可 申請手数料に 係る金額の欄 に掲げる額 (3) その他の変 更 12,0 00
宅地造成 又は特定	切土又は盛土をする土地の面積が2, 000平方メートル以内のとき	1件につき	4,000
盛土等工 事中間検 査申請	切土又は盛土をする土地の面積が2, 000平方メートルを超え3,000 平方メートル以内のとき	1件につき	5,000
	切土又は盛土をする土地の面積が3, 000平方メートルを超え2万平方メ ートル以内のとき	1件につき	7,000
	切土又は盛土をする土地の面積が2万 平方メートルを超え4万平方メートル 以内のとき	1件につき	11,000
	切土又は盛土をする土地の面積が4万 平方メートルを超え7万平方メートル 以内のとき	1件につき	19,000
	切土又は盛土をする土地の面積が7万 平方メートルを超え10万平方メー トル以内のとき	1件につき	31,000
	切土又は盛土をする土地の面積が10 万平方メートルを超えるとき	1件につき	44,000

附 則

この条例は、令和7年5月9日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、愛知県知事からの事務処理権限の移譲に伴い必要がある

からである。

議案第 19 号

知立市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

知立市長 石 川 智 子

知立市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

知立市附属機関の設置に関する条例（平成 26 年知立市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部知立市総合公共交通会議の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（知立市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 知立市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 45 年知立市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。
別表総合公共交通会議委員の項を削る。

提案理由

この案を提出するのは、市の附属機関としての知立市総合公共交通会議の位置づけを変更するため必要があるからである。

議案第20号

知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月25日提出

知立市長 石川 智子

知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

(知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和45年知立市条例第88号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「及び第8条」を削る。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年知立市条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第12条中「及び第8条」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、再任用の企業職員に住居手当を支給するため必要があるからである。

議案第 21 号

知立市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

知立市長 石川 智子

知立市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

知立市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成 25 年知立市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 2 号中「土木工学科又はこれ」を「機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 3 号中「同法」を「学校教育法」に、「学校教育法」を「同法」に改め、「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を加え、「修了した後」の次に「。同号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 8 号中「水道に」を「水道等に」に改め、「有するもの」の次に「（6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 10 号とし、同条第 7 号中「若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目若しくは第 3 号若しくは第 4 号」を「から第 6 号まで」に改め、「若しくは学科

目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「1年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては2年以上水道」を「2年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては3年以上水道等」に改め、「もの」の次に「（第1号に規定する学校を卒業した者にあつては1年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）第3条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）第3条に次の1号を加える。

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第2項に規定する第二次検定に合格した者に限る。）であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後。次号及び第4号において同じ。）、同条第1号に規定

する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者。次号、第4号及び第5号において同じ。）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に改め、「（専門職大学前期課程にあつては、修了した後。第4号において同じ。）」及び「（専門職大学前期課程にあつては、修了した者。第4号及び第5号において同じ。）」を削り、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者（建設業法第27条第2項に規定する第二次検定に合格した者に限る。）であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 22 号

知立市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

知立市長 石 川 智 子

知立市下水道条例の一部を改正する条例

知立市下水道条例（平成 5 年知立市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。
第 10 条第 1 項第 8 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、下水道法施行令の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 23 号

市道路線の認定について

市道路線を認定したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

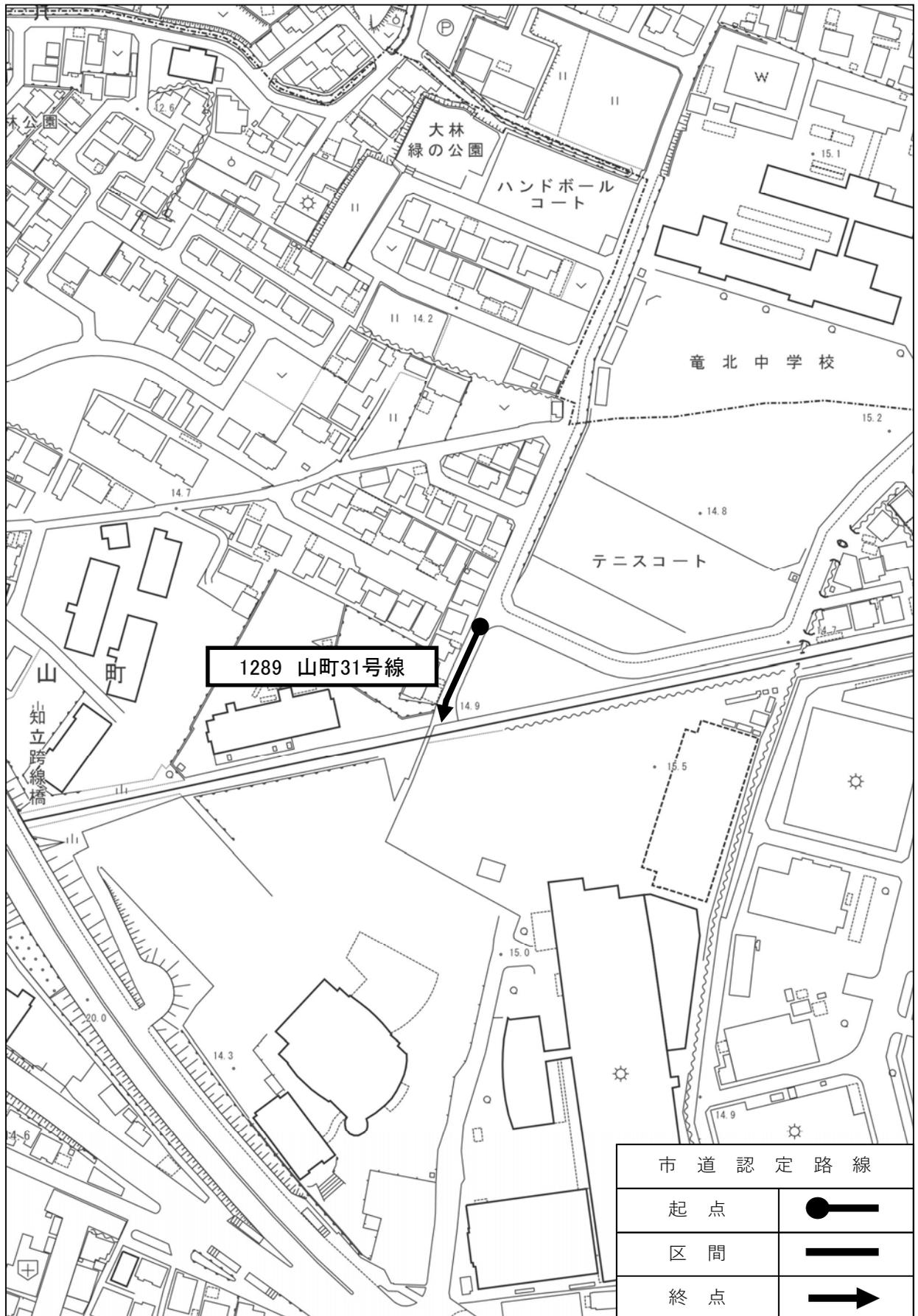
知立市長 石川 智子

提案理由

この案を提出するのは、新たに道路の維持管理をするため市道として認定する必要があるからである。

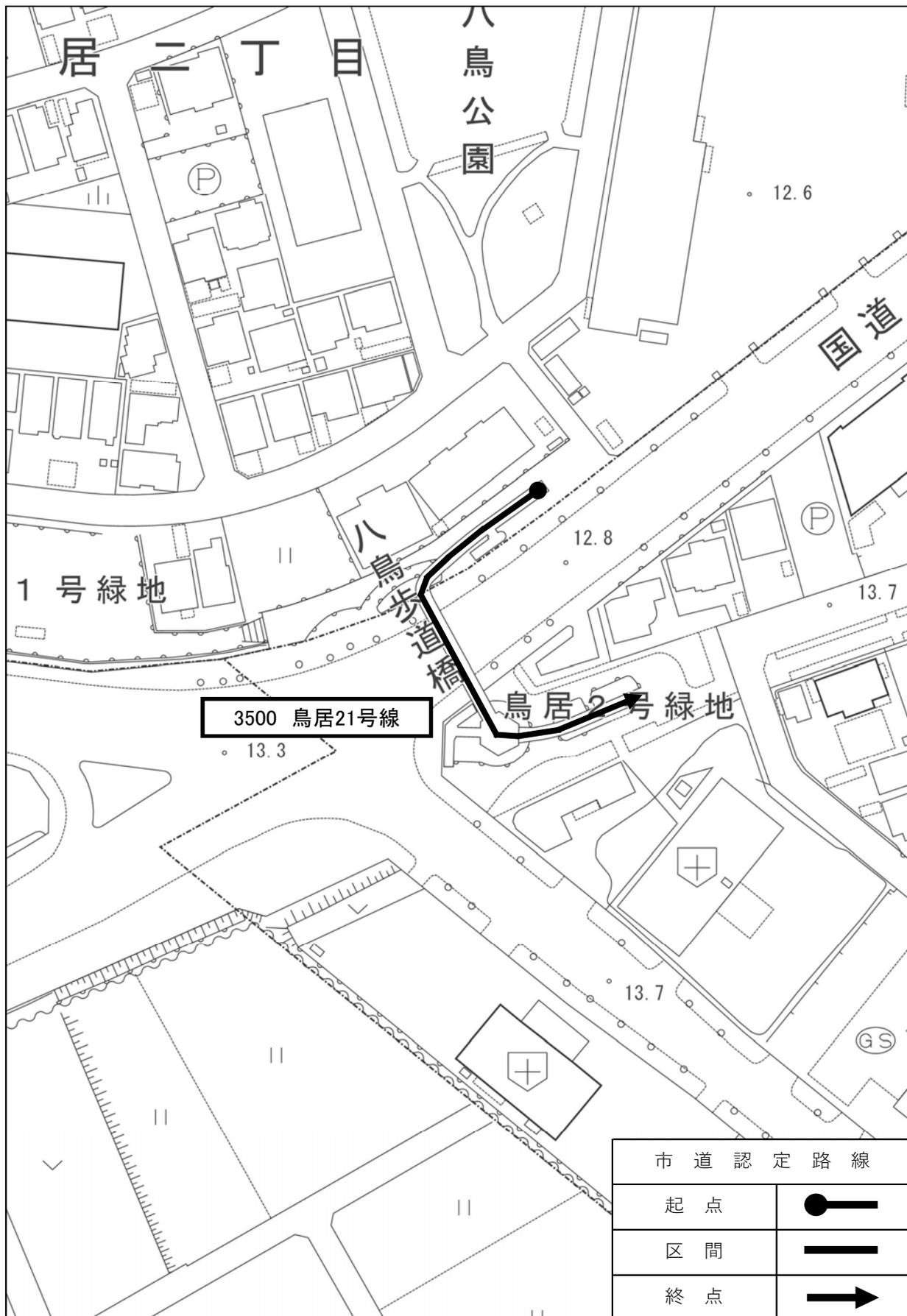
認定路線

整理番号	路線名	起 点	終 点
1289	山町31号線	山町茶碓山	山町茶碓山
3500	鳥居21号線	鳥居2丁目	鳥居1丁目



1289 山町31号線

市道認定路線	
起点	●
区間	—
終点	➔



居二丁目

八鳥公園

12.6

国道

1号緑地

八鳥歩道橋

12.8

3500 鳥居21号線

13.3

鳥居2号緑地

13.7

13.7

市道認定路線	
起点	●
区間	
終点	➔